

令和3年度改定に係る加算等の届出について

【別添資料あり】

1 令和3年度改定に係る加算等の届出の提出期限について

令和3年4月1日適用の報酬算定に係る届出の提出期限は、介護給付費の算定、介護予防・日常生活支援総合事業費の算定どちらも、令和3年4月1日（木）（必着）とします。

既存の加算であっても要件が変更されている場合もありますので、厚生労働省が発出する最新の加算要件に関する基準、留意事項、通知等を必ずご確認ください、漏れの無いように確実にご対応をお願いいたします。（国が示した「介護給付費算定の届出等に係る留意事項について（資料（2）ウ①）」及び「介護予防・日常生活支援総合事業に算定の届出等に係る留意事項について（資料（2）ウ②）」を添付しておりますので、該当サービスについてご確認ください。）

また、「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」については、例年処遇改善計画書の提出期限を2月末としておりますが、令和3年度の処遇改善計画書の提出期限については、令和3年4月15日（木）となりますので、ご承知おきください。

2 提出書類について

(1) 介護給付費の算定

提出書類については、平時と同様の以下の書類をご提出ください。ただし、改正に伴い様式が変更になっておりますので、市公式ウェブサイトから最新の様式をダウンロードし、使用してください。

- ア 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ウ 添付書類

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>変更及び加算の届出について

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/shinkishitei.html#henko>

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業費の算定

総合事業についても提出書類については、平時と同様の以下の書類をご提出ください。ただし、改正に伴い様式が変更になっておりますので、市公式ウェブサイトから最新の様式をダウンロードし、使用してください

- ア 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- イ 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表
- ウ 添付書類

総合トップ>総合メニューから探す>健康・福祉・介護・医療>福祉・介護・医療>高齢者の福祉>事業者向け情報>変更及び加算の届出について

<https://www.city.anjo.aichi.jp/kurasu/fukushikaigo/kaigo/shinkishitei.html#henko>